

2022.1.27

第6回 木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト

**参集訓練及びワーキングをふまえた、
広域避難計画(第1版) 対応マニュアルの修正案について**

自主的広域避難情報に係る事前協議の実施目安について

- 「土日夜間であるとメールを確認できない」、「執務時間外での連絡体制についても整理する必要がある」等のご意見をふまえ、台風の進路予測等から、夜間や休日に協議実施の目安に達する恐れがある場合は、今後において協議を実施する可能性があることを事前に通知する旨を追記した。

資料1-2_マニュアル:p.1

1. 協議実施の目安到達～協議実施の通知・広報

協議実施の目安に到達した場合、または協議実施の発議があった場合は、それぞれのパターンに応じて、協議実施に向けた情報連絡、および広報等を行う。

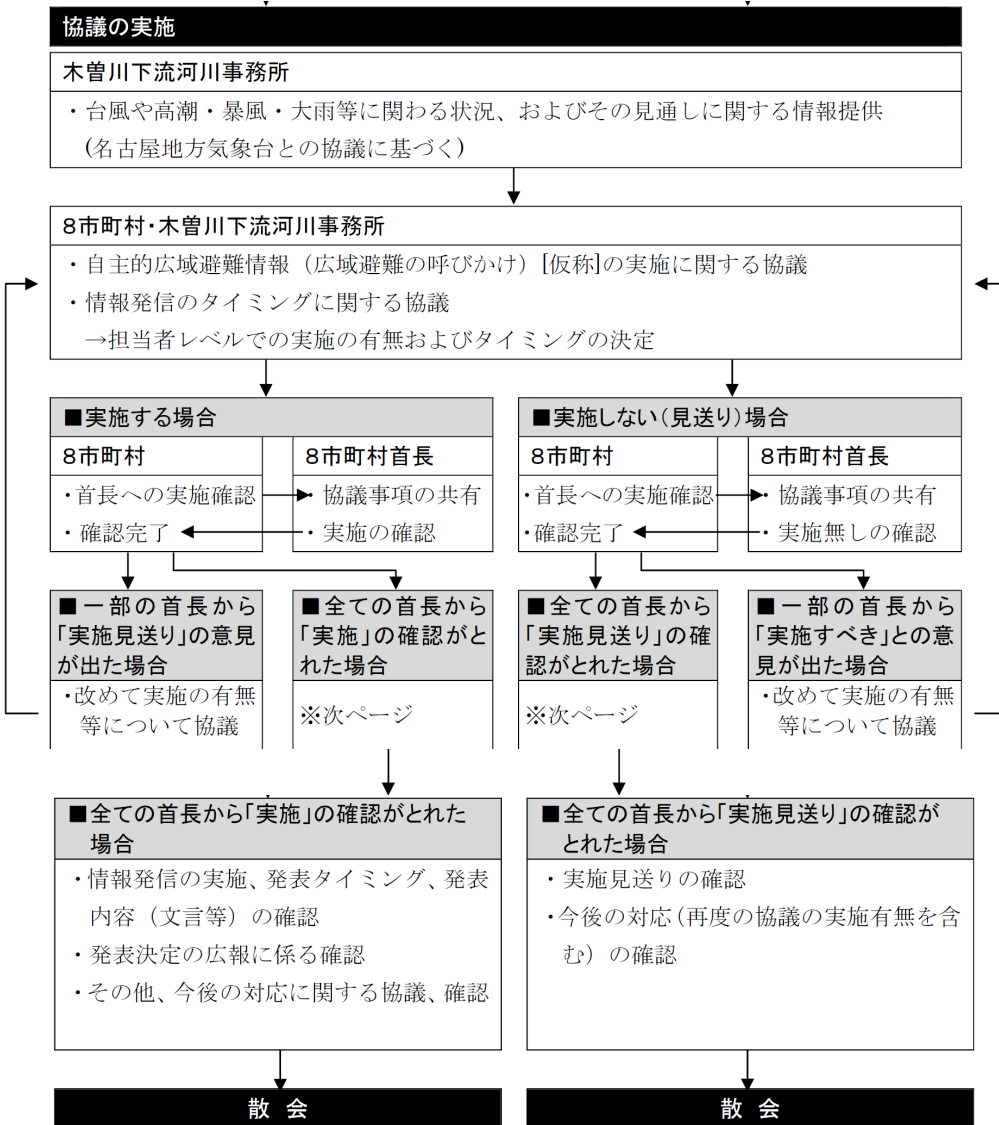
また、上記以外でも、木曾川下流河川事務所として、状況や今後の見通し、気象台との情報交換等をふまえ、協議の実施が必要と思われる場合は、8市町村に協議実施に関わる情報提供を行う。

- ・パターン①: 計画に定める協議実施の目安(TNT 情報共有準備室設置基準)に達した場合
- ・パターン②: 市町村が協議実施を発議する場合
- ・パターン③: その他、木曾三川下流部において高潮・洪水災害の恐れがある場合

※台風の進路予測等から、夜間や休日等に協議実施の目安に達する恐れがある場合は、今後において協議を実施する可能性があることを事前に通知する。

自主的広域避難情報(広域避難の呼びかけ)の実施に関する協議(意思決定)について

2.協議の準備～協議の実施・広報



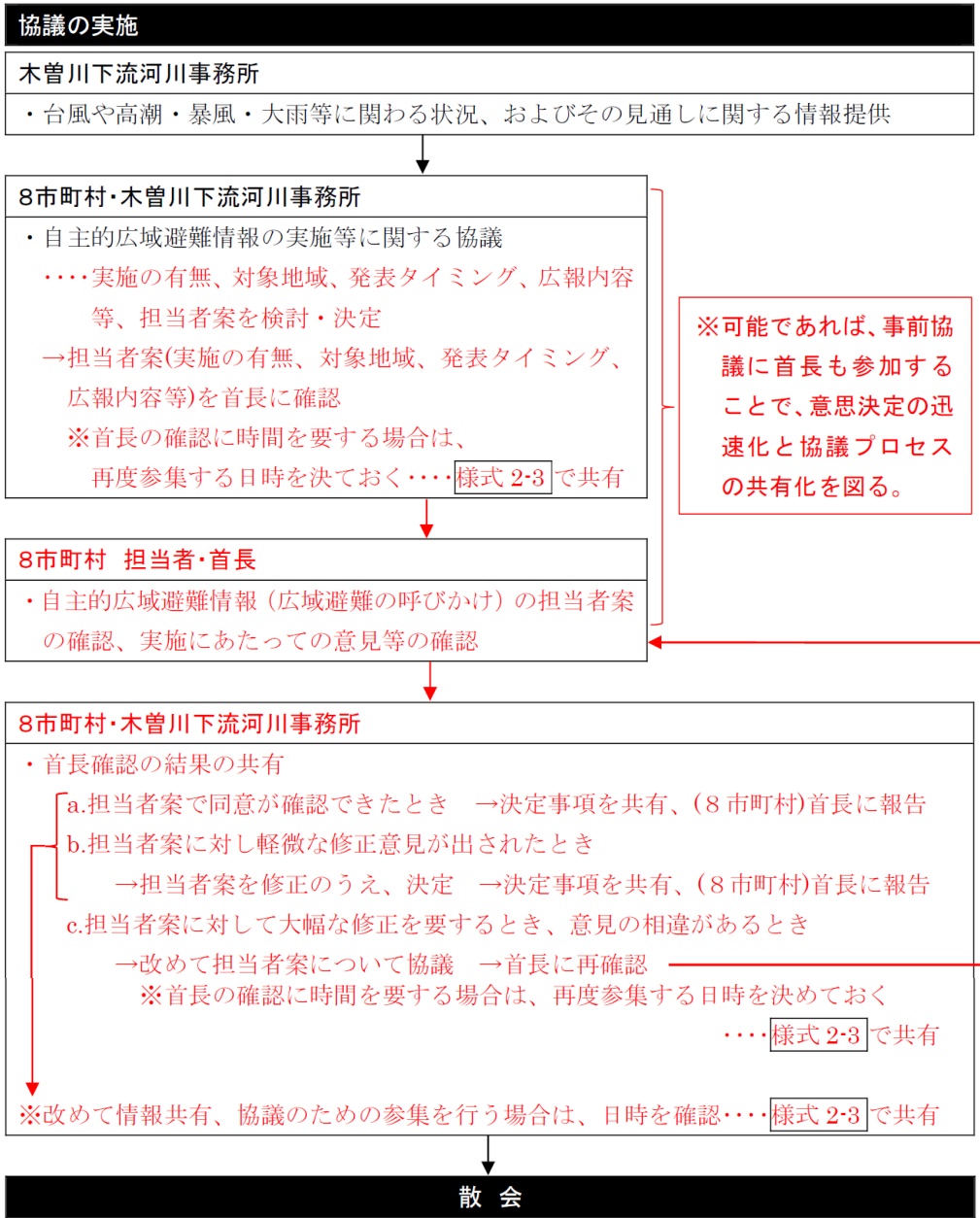
- 現状の「広域避難計画(第1版)対応マニュアル」では、自主的広域避難情報(広域避難の呼びかけ)について、メンバー(8市町村)全員が「実施する」ないしは「見送り」との合意がとれるまで、協議を行うこととなっている。



合意がとれるまで次のステップに進めず、対応に遅れをもたらすことが懸念される。

- 実施することを前提にしたとしても、沿岸部と内陸部で状況の進展が異なることや、桑員2市2町の枠組み等もあることから、一律の内容、タイミング等で発表できるかが懸念される。

<対応案>



➤ 現状の対応マニュアルでは、実施する・しないの決定のみに着目したフローであったため、実施の有無に加え、対象地域、発表タイミング等、検討事項について幅を持たせ、柔軟に対応できるものとした。

➤ 「備考」を設け、発表内容やタイミング等は地域状況を踏まえて協議し決定するものとするが、発表主体は8市町村が共同で呼びかけることの意義を重視して広域避難実現プロジェクトとして実施する旨、追記した。

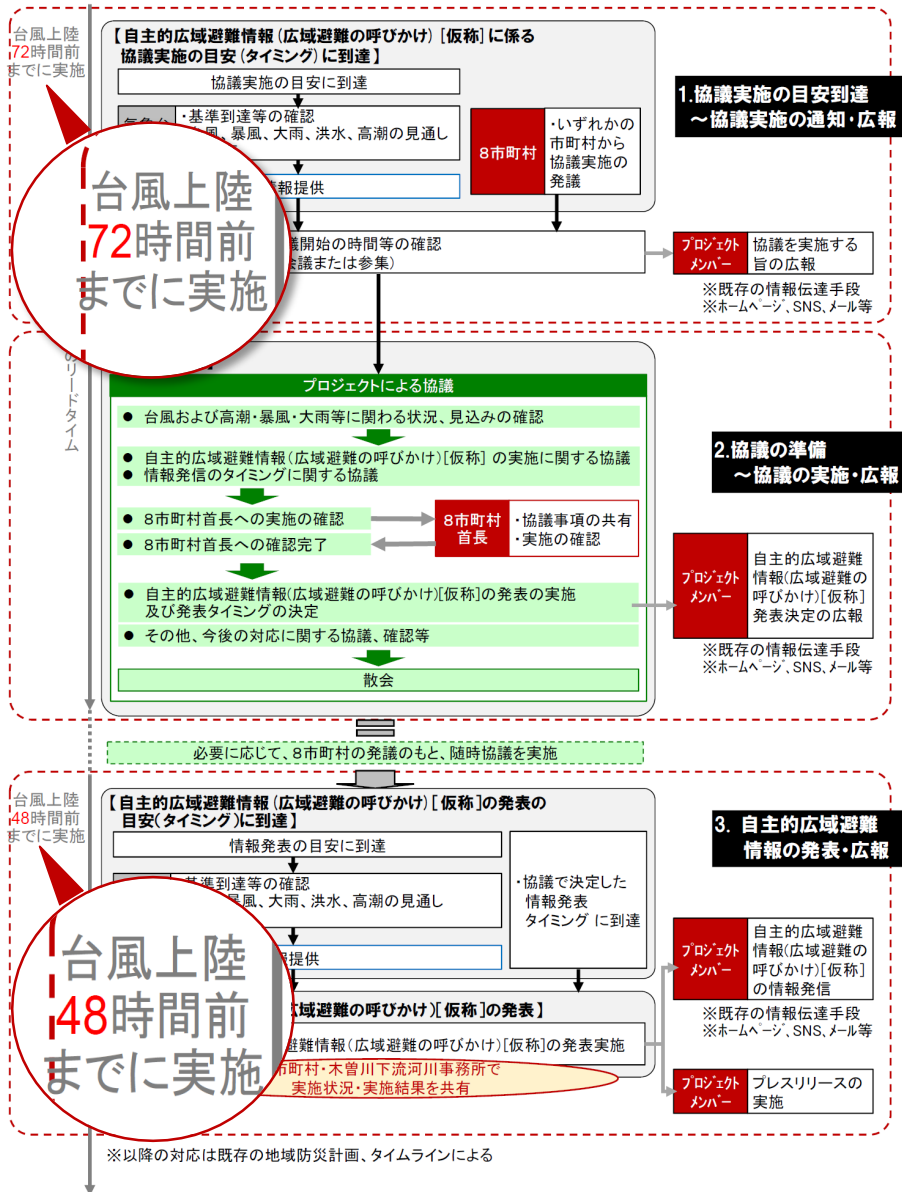
【備考】
 自主的広域避難情報(広域避難の呼びかけ)の発表やそのタイミングについて、その適切性は地域(たとえば、沿岸部ー内陸部、桑員地域における計画の枠組みなど)によるところもあるかと思われる。
 発表内容やタイミング等は地域状況を踏まえて協議し決定するものとするが、発表主体は8市町村が共同で呼びかけることの意義を重視して広域避難実現プロジェクトとして実施する。

➤ 可能であれば、事前協議から首長に参加いただき、意思決定の迅速化と協議プロセスの共有化を図る旨、追記した。

資料1-2_マニュアル:p.7~8、様式2-3(追加)

「桑員地域広域避難タイムライン」との整合

■実施フローと目次との対応



● 桑員地域広域避難タイムラインでは、「台風接近により当地域で高潮の浸水発生が想定される時点」から概ね3~2日前を目安に広域避難決定、自主避難開始とされている。

➤ 【提案】広域避難実現プロジェクトとしても、その整合をとるべく、事前協議を台風上陸72時間前までに、自主的広域避難情報の発表を48時間前までに実施することとする。

➤ 上記をふまえ、自主的広域避難情報に係る事前協議の発議について、1-2節の表題に以下のとおり追記。

「1-2市町村が協議実施を発議する場合(例: 桑員地域広域避難決定時)」

資料1-2_マニュアル: 導入部(フロー図)、p.3